

就学前のお子さんの医療費(保険診療分)の自己負担額を全額助成します。児童手当と同時に申請できます。
申いずれも申請書(子育て支援課(市役所4階43番窓口)、市政窓口で配布)を同課、市政窓口へ
 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

問同課 ☎29-9675

児童扶養手当を振り込みます

7・8月分の同手当を、9月9日(金)に指定預金口座に振り込みます。

問子育て支援課 ☎29-9675

就学援助費の申請を受け付け中

市内在住で国公立の小・中学校に在学、入学したお子さんがいて、経済的に困りの家庭に、給食費や学用品費などを援助します。

申申請書(市立小・中学校で配布)を学校へ(郵送も可)

※市立小・中学校に在学していない方は学務課へご相談ください。

問同課 ☎29-9814

むらさき子どもひろばの催し(9月)

◆乳幼児のおそびひろば

日げんきっ子ランド=月曜日午前9時~正午(26日を除く)、みんなであそぼ!=火~金曜日午前11時~11時30分(6・7・21日を除く)

申当日会場へ

◆乳幼児対象のイベント

日①手形アートスタンプ=6・7日午前11時~11時30分、②寒天遊びを楽しもう=10日(土)午前10時30分~11時30分、③Mamaカフェ=13日(火)午前10時30分~11時30分、④ミニ縁日=26日・27日(火)午前11時~11時30分、⑤スペシャルバスデー=29日(木)・30日(金)午前11時~11時30分

人①④⑤就学前までのお子さん、②3歳~就学前のお子さんと保護者10組、③1歳6カ月までのお子さんと母親8組

物①タオル、汚れてもよい服装

申①④⑤当日会場へ、②③直接または電話で同ひろば ☎49-5500へ(先着制)

◆小学生対象のイベント

日①卓球の日=月・金曜日午後3時30分~4時30分、②スポーツの日=木曜日午後4時~4時30分、③一輪車教室=9

日(金)午後3時40分~4時30分、④小物入れを作ろう=17日(土)午前10時30分~11時30分、午後2時30分~3時30分、⑤卓球大会=30日(金)午後3時30分~4時30分

物①②③⑤タオル(②③帽子、運動靴)

人③④各10人

申①②⑤当日会場へ、③④直接または電話で同ひろば ☎49-5500へ(先着制)

問同ひろば ☎49-5500

市立小・中学校教育研究会の授業公開

公立学校教員による研究授業、実技研修会、指導案検討など。詳しくは市ホームページをご覧ください。

日9月7日(水)午後

所市立小・中学校(研究部会により異なる)

物室内履き

申当日会場へ

問指導課 ☎29-9817

みたかおもちゃの病院(9月)

三鷹市消費者活動センター運営協議会

日7・21日の水曜日午後1時~3時

所消費者活動センター

料特殊部品などの交換は実費

申当日会場へ(1人1個まで修理可)

問同センター ☎43-7874

ペアレント・メンター相談会

お子さんの発達に気になる保護者の皆さんを対象に、発達障がい児(者)の子育てをしてきた親(ペアレント・メンター)が、その経験を生かしてお話を伺います。

日①個別相談会=9月8日、10月13日、11月10日、12月8日、令和5年1月12日、2月9日、3月2日の木曜日午前10時から、11時から、②グループ相談会(交流会)=9月28日、10月26日、11月30日、12月14日、5年1月25日、2月22日、3月8日の水曜日午前10時~正午

人②各回8人

所三鷹市公会堂さんさん館

申必要事項(11面参照)を(-社)発達障がいファミリーサポートMarble FAX 76-2720・✉marble.soudan@gmail.comへ(先着制)

問障がい者支援課 ☎29-8267

西多世代交流センターの催し

◆和太鼓であそぼう!

日9月11日(日)午後1時30分から、2時10分から

人小学1・2年生各12人

講和太鼓チーム「綾」「えん」の皆さん

物タオル

申9月5日(月)午前9時30分から直接または電話で同センター ☎31-6039へ(先着制)

◆ママと助産師の会

日9月20日(火)午前10時~11時30分

人おおむね3~5カ月のお子さんと母親10組

講三鷹市助産師会の皆さん

物おむつ、バスタオル、お子さんの着替え

申9月5日(月)午前9時30分から直接または電話で同センター ☎31-6039へ(同センターを初めて利用する方を優先して先着制)

◆父親講座「シルクスクリーンでオリジナルTシャツづくり」

日9月24日(土)午前9時30分~10時30分、11時~正午

人年中~小学生のお子さんと父親各10組

講多摩美術大学非常勤講師の亀井寛之さん、京都芸術大学非常勤講師の久幸久子さん

物無地のTシャツ(白色を推奨)、汚れてもよい服装

申9月6日(火)午前9時30分から直接または電話で同センター ☎31-6039へ(先着制)

◆思春期講座「わが子との関わり方」

日9月28日(火)午前10時~正午

人小学生~思春期のお子さんを持つ保護者35人

講臨床心理士・公認心理師の沢哲司さん

申9月5日(月)午前9時30分から直接または電話、インターネットで同センター ☎32-8765・HP<https://www.kouza.mitakagenki-plaza.jp/>(元気創造プラザ講座申込システム)へ(在勤を含む市民を優先して先着制)

問同センター ☎31-6039

ちびっ子農業体験「稲刈り」

稲刈りに参加したお子さんは、収穫祭(餅つき)に招待します。

日9月25日(日)午前10時から(荒天中止)

人小学生以上のお子さんと保護者75組150人

所ほたるの里の水田脇広場(大沢2丁目)

物動きやすい服装

申当日会場へ(先着制)

問ほたるの里・三鷹村事務局 ☎080-1069-5000

すくすくひろばの催し 年齢別あそびまじょ(9月)

日①バナナぐみ=27日(火)、②いちごぐみ=30日(金)、いずれも午前10時15分~11時15分

人市内在住の①初めて受講する令和3年11~12月生まれのお子さんと保護者6組、②初めて同ひろばを利用する4年4~5月生まれのお子さんと保護者4組

申問①13日(火)午前10時から直接または電話で同ひろば ☎45-7710、②16日(金)午前10時から同ひろば ☎45-7710へ(いずれも先着制)

家庭教育学級「我が家の場合を考えよう」

市教育委員会、東台小、同校PTA

日9月28日(水)午前10時~正午

所同校

講母子支援活動家の大庭美代子さん

物室内履き、下足入れ

申問9月20日(火)までに教育政策推進室 ☎29-8349へ(申込多数の場合は抽選)

小学生向け

スクラッチプログラミング教室

市三鷹市シルバー人材センター

日①月曜アドバンスコース=10月3日~24日の月曜日午後4時15分~5時45分、②火曜アドバンスコース=10月4日~25日の火曜日午後4時30分~6時(いずれも全4回)、③オンライン教室=10月5日以降の水~土曜日のうち1日午後4時30分~5時30分(月4回)

人小学3~6年生の経験者①②5人、③4人

料5,000円(教材費を含む)

物①②USBメモリー、③パソコン

申9月20日(火)(必着)までに必要事項(11面参照)・スクラッチ経験の程度を「〒181-0004新川6-35-16三鷹市シルバー人材センター」へ(申込多数の場合は抽選)

※③は当日までにスクラッチ、Zoomのインストールと設定が必要です。

問同センター ☎48-6721

あなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください

地震対策は
早めが安心



耐震診断・改修助成制度

申問 事前に都市計画課(市役所5階52番窓口) ☎0422-29-9704へ

木造住宅耐震診断助成制度

市指定の機関で診断を行った場合、費用の一部を助成します。

◆対象 市内の個人所有の2階建てまでの木造住宅(空き家を含む)で、平成12年5月31日以前に着工されたもの(集合住宅を除く)

◆助成額 診断費用の3分の2(簡易診断は上限4万円、一般・精密診断は上限10万円)

木造住宅耐震改修助成制度

改修工事が必要と判定された住宅に、費用の一部を助成します。

◆対象 耐震診断助成制度(上記)の一般・精密診断を利用し、倒壊の可能性が「ある」「高い」と判定された住宅

◆助成額 改修費用の3分の1(高齢者・障がい者世帯は2分の1)。ただし、簡易改修は上限30万円、耐震基準を満たす改修は上限50万円

接道部緑化助成制度

申問 事前に緑と公園課(市役所5階56番窓口) ☎0422-29-9789へ

接道部緑化助成

◆主な助成要件

道路に面している、2m以上の延長、5年以上保存するなどの要件を満たす生け垣を造る費用を一部助成します。

◆助成額(最大30mまで)

1m当たり14,000円まで

接道部のブロック塀の撤去

ブロック塀を生け垣などに造り替える費用を一部助成します。

◆助成額(最大45mまで)

1m当たり1万円まで

※ブロック塀の撤去のみに対する助成もあります。

住宅の耐震化に伴う

固定資産税などの減免・減額制度

申問 事前に資産税課(市役所2階28番窓口) ☎0422-29-9199へ

市の減免制度は令和4年12月31日までに建て替え・耐震改修工事が完了した住宅への適用をもって終了となります(国の減額制度は6年3月31日まで)。

建て替えを行った住宅の減免制度(市)

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を建て替えた場合、その年の翌年度分から3年間、固定資産税・都市計画税を全額減免します。

◆対象要件 建て替え前後の住宅が市内にあり、所有者が同一で、取り壊しから新築までの期間が1年以内

耐震改修を行った住宅の①減額(国)・②減免(市)制度

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を耐震改修した場合、その年の翌年度分について、①固定資産税の2分の1を減額後、②残りの固定資産税・都市計画税を全額減免します。

◆対象要件 耐震化のための改修で、工事費用が50万円超(1戸当たり120㎡相当分まで)